

## 大崎地方合併協議会

### 第4回 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会

日時 平成18年1月22日(日)午前10時

場所 宮城県古川合同庁舎1階大会議室

#### 次 第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 協議事項
  - (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
  - (2) 次回会議の開催について
  - (3) その他
- 4 閉会あいさつ
- 5 閉会

# 目 次

- 大崎市 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 -

## はじめに

### 第1章 計画策定の趣旨

- 1 . 基本理念 . . . . . (提出済)
- 2 . 法令等の根拠 . . . . . (提出済)
- 3 . 計画の背景 . . . . . (提出済)
- 4 . 計画の期間 . . . . . (提出済)
- 5 . 大崎市「新市建設計画」との整合 . . . . . (提出済)
- 6 . 計画の策定体制 . . . . . (提出済)

### 第2章 高齢者等の状況

- 1 . 大崎市の人口推移 . . . . . (提出済)
- 2 . 高齢者の状況 . . . . . (提出済)
- 3 . 高齢者の疾病構造、受診状況等 . . . . . (提出済)
- 4 . アンケート調査結果 . . . . . (提出済)

### 第3章 介護サービスの現状と計画期間における見込み

- 1 . 日常生活圏域の設定 . . . . . (提出済)
- 2 . 介護サービスの現状（利用状況） . . . . . (提出済)
- 3 . 介護サービスの利用見込み量と確保のための方策 . . . . . (提出済)
- 4 . 地域支援事業の利用見込み量と確保のための方策 . . . . . 65

## 第4章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

1. 介護保険料の算出方法 . . . . . (提出済)
2. 介護保険サービスの事業費用 . . . . . (提出済)
3. 第1号被保険者の介護保険料 . . . . . (提出済)

## 第5章 高齢者の保健・福祉サービス

1. 保健事業 . . . . . 85
2. 生活支援事業 . . . . . 97
3. 高齢者支援施設 . . . . . 106
4. 総合相談体制 . . . . . 107

## 第6章 生きがいづくり活動の推進

1. 高齢者の社会参加と生きがい対策 . . . . . 108
2. 地域福祉活動と福祉ボランティア活動の支援 . . . . . 113

## 第7章 計画の推進体制

1. 保健・医療・福祉の連携体制の充実 . . . . . 115
2. 情報提供体制の確立 . . . . . 115
3. 民間事業者の活用推進 . . . . . 116
4. 計画の進行管理 . . . . . 116

## 4 地域支援事業の利用見込み量と確保のための方策

地域支援事業は、要支援・要介護状態に至る前の高齢者に介護予防事業を提供したり、高齢者が地域で生活を継続するためにさまざまなサービスを利用できるようにするため、介護保険制度に新たに位置づけられました。

介護予防事業では、65歳以上の人に対する要支援・要介護状態の予防、軽減、悪化防止のためのサービスを提供します。

また、総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメントなどの包括的支援事業は、地域包括支援センターで実施します。

任意事業として介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などを実施することで、高齢者の生活を支える地域づくりを進めます。

### (1) 介護予防事業

地域支援事業のうち介護予防事業は、これまで、「老人保健事業」や「介護予防・地域支え合い事業」において実施されてきた既存の事業を、統一的な体系のもとで、連続的かつ効果的に提供する総合的なシステムとして再編されます。

介護予防特定高齢者施策（ハイリスクアプローチ）

第1号被保険者の中から要支援・要介護状態になるおそれの高い虚弱高齢者（特定高齢者）に対して介護予防事業を実施します。通所または訪問により、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止などを目的としています。

特定高齢者把握事業

事業対象となる特定高齢者の選定のため、第1号被保険者を対象に、介護予防健診や関係機関との連携により、特定高齢者の把握に努めます。

- ）介護予防健診…生活機能に関する状態の把握を基本健康診査と一体的に実施
- ）保健・医療・福祉等の関係機関との連携による実態把握

通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所による介護予防を目的として「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能向上」、「うつ予防・支援」、「認知症予防・支援」、「閉じこもり予防・支援」等の事業を実施します。

- ）運動器の機能向上教室…筋力向上、転倒予防、機能訓練等を中心に開催
- ）閉じこもりなど予防教室…閉じこもり予防を中心に、必要に応じて栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、うつ予防等の内容で開催

【図表3 - 4 - 1 通所型介護予防事業の見込み量】

事業名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
運動器の機能向上教室	240回	240回	240回
閉じこもりなど予防教室	800回	960回	960回

訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ病その他の疾病のおそれのある、またはこれらの状態にある特定高齢者を対象に、保健師等が訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、介護予防プランに基づいて必要な相談・指導を実施します。

また、介護予防ケアマネジメント事業において必要が認められた対象者には、食の自立支援サービス事業を実施します。

- ）疾病管理型訪問指導  
生活習慣病が要介護状態に陥る大きな要因となっていることから、健診の結果、

事後指導を要する人に対して訪問指導を行い、疾病の予防に関する相談・指導を実施します。

）生活機能管理型訪問指導

保健師等が訪問して、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施します。

）食生活管理型訪問指導

管理栄養士等が訪問して、摂食・嚥下機能を含めた栄養改善のための食事の作り方・食べ方等の相談・指導を実施します。

）食の自立支援サービス事業

ひとり暮らしの高齢者等に対して、食事を自宅に届けるサービスで、定期的な訪問による安否確認により、調理が困難な高齢者等が安心して生活できるようにサービスの充実を図ります。

【図表 3 - 4 - 2 訪問型介護予防事業の見込み量】

事業名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
疾病管理型訪問指導	775 回	782 回	789 回
生活機能管理型訪問指導	621 回	626 回	632 回
食生活管理型訪問指導	1,004 回	1,013 回	1,023 回
食の自立支援サービス事業	30,124 回	30,407 回	30,699 回

介護予防特定高齢者施策評価事業

本計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数」などの指標に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を実施します。

#### 介護予防一般高齢者施策（ポピュレーションアプローチ）

地域において自主的な介護予防のための活動が実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防のための活動の育成・支援を実施します。

##### 介護予防普及啓発事業

広報紙への掲載やパンフレット等の配布のほか、地域で住民の集まる機会を捉えて保健師等が出向き、介護予防に役立つ基本的な知識の普及啓発を図ります。

###### ）健康教室

生活習慣病予防のための健康教室、心の健康教室、認知症予防教室、転倒予防教室等の各種健康教室を、積極的に地域に出向いてきめ細かく開催し、健康意識の向上を図ります。

###### ）健康相談

健診等の受診相談、介護予防に関する相談、保健・医療・福祉サービスの情報提供と利用相談等、住民が安心して相談できるように体制を整えます。

##### 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防を推進する地域活動組織の育成・支援のための事業などを実施します。

###### ）地域住民グループによるミニデイサービスの促進

地域における介護予防活動の推進役となる地域住民グループを積極的に支援し、地域に密着したミニデイサービスの開催を促進します。

###### ）介護予防ボランティアの育成・支援

介護予防に役立つ知識や技術を普及するための研修会を開催し、ボランティアの育成と地域における活動を支援します。

###### ）生活管理指導短期宿泊事業

自立の高齢者のうち要介護への移行を予防するために必要と認められた場合に、特別養護老人ホーム等において短期間の宿泊により、日常生活訓練を実施します。

##### 介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を実施します。

## (2) 包括的支援事業

### 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目的とし、特定高齢者について地域包括支援センターの保健師が中心となって、個々の状態に応じた介護予防ケアプランを作成し、効果的に介護予防を進めます。

- ）一次アセスメント
- ）介護予防ケアプランの作成
- ）サービスの提供後の再アセスメント
- ）事業評価

### 総合相談支援事業

住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれず横断的・多面的に支援をするために、地域包括支援センターの社会福祉士を中心に行います。

また、従来、在宅介護支援センターが担っていた相談・苦情の受付等についても、今後は地域包括支援センターが窓口となり対応します。健康や介護サービスなどに関する住民の不安や不満を解消するよう、住民の立場に立ったきめ細かい対応ができる体制を整備します。

- ）地域資源のネットワーク化

地域におけるさまざまな関係者とのネットワーク構築、把握を図ります。

- ）多面的（制度横断的）支援の展開

サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づくさまざまなサービス等の利用のつなぎ）を行います。

### 権利擁護事業

認知症等により判断能力が十分ではない人が、金銭の管理不十分、不当な契約の強要などによって、被害を受けるケースが増えています。また、家族など、身近な人による虐待や人権侵害が問題となるケースもあり、そのような人が地域において安心して自立した生活を送れるよう支援します。

地域包括支援センターでは、社会福祉士を中心に、高齢者の権利擁護事業として、成年後見制度に関する情報の提供、成年後見に取り組む団体等の紹介などを行い、制度の利用促進を図ります。

さらに、高齢者等の虐待を早期発見し、そうした環境から高齢者等を救うため、地域の関係者によるネットワークの構築に取り組みます。



包括的・継続的マネジメント事業

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーを中心に、高齢者一人ひとりの状態の変化に対応した長期的ケアマネジメントを実施します。

）ケアマネジャーの日常的個別相談・指導

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが、地域のケアマネジャーの相談に応じ、ケアプラン作成等の技術的な指導を行います。

）支援困難事例への指導助言

地域のケアマネジャーが個々では解決しきれない支援困難事例、生活全般への苦情相談を抱え込まないよう、指導、助言します。

）地域のケアマネジャーのネットワーク構築

宮城県ケアマネジャー協会大崎支部と連携してケアマネジャーのネットワークをつくり、地域のケアマネジャーの資質向上を図ります。

）長期継続ケア

医療を含めた多職種連携の実現を図ります。

### (3) 任意事業

#### 介護給付等費用適正化事業

真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供などにより、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図ります。

#### 家族介護支援事業

##### ) 家族介護教室

高齢者の介護をしている家族を対象に、介護の知識と技術の習得を目的に開催します。

##### ) 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動を行い、認知症に対する正しい理解を広めます。

##### ) 家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図ります。

- ・ 家族介護用品支給事業（紙おむつ支給）
- ・ 家族介護慰労金支給事業
- ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- ・ 家族介護者交流事業

#### その他の事業

##### ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市長申立に係る低所得の高齢者を対象として、申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行います。

##### ) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成します。

##### ) 地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活の継続を図ります。

- ・ 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
- ・ あんしん介護相談員派遣事業

**(4) 地域支援事業の見込み量**

平成18年度から20年度までの地域支援事業の事業量を以下のように見込んでいます。

【図表3-4-3 地域支援事業の見込み量と費用額】

事業名	18年度		19年度		20年度	
	回数・件数	費用額	回数・件数	費用額	回数・件数	費用額
介護予防事業	介護予防特定高齢者施策					
	特定高齢者把握事業					
	通所型介護予防事業					
	訪問型介護予防事業					
	介護予防特定高齢者施策評価事業					
	介護予防一般高齢者施策					
	介護予防普及啓発事業					
	地域介護予防活動支援事業					
	介護予防一般高齢者施策評価事業					
介護予防事業見込量及び費用額		円		円		円
包括的支援事業	介護予防ケアマネジメント事業					
	総合相談支援・権利擁護事業	地域包括支援センター か所		地域包括支援センター か所		地域包括支援センター か所
	包括的・継続的マネジメント事業					
包括的支援事業見込量及び費用額		円		円		円
任意事業	介護給付等費用適正化事業					
	家族介護支援事業					
	家族介護教室					
	認知症高齢者見守り事業					
	家族介護継続支援事業					
	その他事業					
	成年後見制度利用支援事業					
	福祉用具・住宅改修支援事業					
	地域自立生活支援事業					
	その他事業					
任意事業見込量及び費用額		円		円		円
地域支援事業合計		140,203,920円		168,094,062円		228,527,311円

## 5 地域包括支援センターの設置

地域住民すべての心身の健康の維持、生活の安定、保健・医療・福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として地域包括支援センターが創設されます。

大崎市では、公正・中立性の確保の観点から市直営による地域包括支援センター4か所及びサブセンター3か所を設置して、地域の身近な相談窓口として活動していきます。

地域包括支援センターには、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種が配置され、チームアプローチにより事業を遂行します。

市役所本庁舎に設置する「古川地域包括支援センター」は、古川中央、古川東部、古川西部の3日常生活圏域を管轄します。田尻スキップセンターに設置する「田尻地域包括支援センター」は、田尻、古川北部の2日常生活圏域を管轄します。松山保健福祉センター（さんさん館）に設置する「志田地域包括支援センター」は、松山、鹿島台、三本木の3日常生活圏域を管轄します。岩出山総合支所に設置する「玉造地域包括支援センター」は、岩出山、鳴子の2日常生活圏域を管轄します。また、鹿島台、三本木、鳴子の3日常生活圏域には、社会福祉士を除く2職種を配置したサブセンターを設置して、合併前の1市6町全てに相談窓口を確保します。

地域包括支援センターを適切に運営していくため、地域のサービス事業者、関係団体等で構成する「大崎市地域包括支援センター運営協議会（仮称）」を設置して運営体制の強化に努めます。

【図表3-5-1 大崎市地域包括支援センターの体制】



## 第5章 高齢者の保健・福祉サービス

保健・福祉サービスとは、介護を必要とする要介護認定者以外の、自立して生活している人をその主な対象としたサービスです。

高齢期になる以前から、住民一人ひとりが生活習慣病等を予防するための健康づくりに主体的に取り組むことは、健康増進、介護予防の観点から非常に重要であると言えることから、健康診査や健康教育などの保健事業を通じて、住民の健康づくりを支援していきます。

また、住み慣れた地域でできる限り長く自立した生活を送るためには、健康であることはもちろん、安心して生活を送るための基盤となる地域福祉の充実が不可欠です。そのためには、ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援したり、要介護者を介護する家族を支援する福祉サービスの提供が非常に重要です。

これまで、合併前の1市6町では、それぞれが課題を持って保健・福祉事業を展開してきました。今後も、住民の立場に立ったサービス提供体制の充実を図ります。

## ① 保 健 事 業

これまで、老人保健法に基づく保健事業として、40歳以上の人を対象に健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等を実施してきました。しかし、平成18年度からは、老人保健法改正により、健康診査以外の保健事業は、65歳未満の人を中心として実施します。65歳以上の人に対する支援は、保健事業と連携を図りながら「地域支援事業」として実施します。

### (1) 健康教育 . . . . . 個別健康教育・集団健康教育・介護家族健康教育

#### 【現 状】

健康教育は、住民への健康増進・生活習慣病予防に関する正しい知識を普及・啓発し、自らの健康を自己管理する意識を高めることを目的としています。

「個別健康教育」では、健康診査の結果、要指導であった人などを対象として、指導者と対象者がマンツーマンでその人の健康課題の改善に向けた指導を行っています。「集団健康教育」では、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、生活習慣病の予防や健康増進など、壮年期からの健康保持に役立てることを目的として、疾病や栄養、口腔衛生、転倒予防等についてさまざまな教室を開催しています。

「介護家族健康教育」では、家庭介護を行う人の健康の保持・増進を図るために、健康教室や講演会、学習会等の開催を行い、家庭で介護を行っている人に発生しやすい健康上の問題やその対処方法などを含めた知識の普及を図っています。

【図表5-1-1 健康教育の実施状況】

		平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)	
個別健康教育	被指導者実人数(人)	85	75	80	
	高血圧	要指導者実人数(人)	479	455	970
		被指導者実人数(人)	21	15	2
	高脂血症	要指導者実人数(人)	713	503	898
		被指導者実人数(人)	32	21	35
	糖尿病	要指導者実人数(人)	264	234	516
		被指導者実人数(人)	19	25	19
	喫煙	被指導者実人数(人)	13	14	24
	集団健康教育	開催回数(回)	838	887	654
		参加延人数(人)	21,292	22,261	15,348
歯周疾患		開催回数(回)	57	33	15
		参加延人数(人)	1,116	689	281
骨粗鬆症		開催回数(回)	122	116	60
		参加延人数(人)	2,201	2,590	1,564
病態別		開催回数(回)	155	243	152
		参加延人数(人)	3,630	5,357	3,203
薬		開催回数(回)	54	40	28
		参加延人数(人)	647	664	325
一般		開催回数(回)	450	455	399
		参加延人数(人)	13,698	12,961	9,975
介護家族 健康教育		開催回数(回)	27	34	29
		参加延人数(人)	486	342	402

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町 (40歳以上の実績)

【今後の取組】

住民自ら健康づくりに取り組むことができる環境の整備を図ります。

具体的には、健康づくりの意識を高め、地区組織・団体等と連携しながら健康に関する知識の普及を図るため、広報紙への関係記事の掲載や、講座の開催など、住民参加型の学習機会の充実を図ります。また、住民のライフスタイルに合わせた開



催方法を検討し、参加者の増員を図ります。個別健康教育と集団健康教育のそれぞれの長所を生かし、効率的かつ効果的に健康教育を実施していきます。

また、介護家族健康教育は、地域支援事業として実施します。

目標指標としては、被指導者実人数、参加延人数、開催回数などを目標数値として設定しています。特に、近年増加傾向の「糖尿病」の予防対策について、重点的に実施します。

なお、平成18年度から、65歳以上の人に対する健康教育については、介護保険制度の中の地域支援事業におけるサービスになります。また、平成20年度を目途とした医療制度改革の中で今後の事業のあり方が見直されていく予定です。

【図表5-1-2 健康教育の実施見込み】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
個別健康教育	被指導者実人数(人)	107	126	141	
	高血圧	要指導者実人数(人)	714	746	729
		被指導者実人数(人)	8	19	23
	高脂血症	要指導者実人数(人)	788	848	808
		被指導者実人数(人)	36	47	50
	糖尿病	要指導者実人数(人)	477	460	451
		被指導者実人数(人)	42	34	36
	喫煙	被指導者実人数(人)	21	26	32
	集団健康教育	開催回数(回)	110	115	120
		参加延人数(人)	5,697	7,537	7,867
歯周疾患		開催回数(回)	4	5	5
		参加延人数(人)	129	154	171
骨粗鬆症		開催回数(回)	5	5	6
		参加延人数(人)	612	1,062	1,063
病態別		開催回数(回)	25	26	27
		参加延人数(人)	1,608	2,164	2,229
薬		開催回数(回)	4	4	5
		参加延人数(人)	104	213	223
一般		開催回数(回)	72	75	77
		参加延人数(人)	3,244	3,944	4,181

(40歳～64歳までの見込み)

**(2) 健康相談** . . . . . 重点健康相談・介護家族健康相談・総合健康相談

**【現 状】**

健康相談は、住民自らが健康管理をするうえで、必要な指導や助言を受ける機会を提供することを目的としています。

「重点健康相談」では、高血圧や高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、病態別などの重点テーマ別に、相談事業を実施しています。

「介護家族健康相談」では、家庭介護を行う人の心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行っています。

「総合健康相談」では、心身の健康に関する一般的事項について総合的な指導・助言を行っています。

【図表5 - 1 - 3 健康相談の実施状況】

		平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)
重点健康相談	開催回数(回)	375	409	438
	参加延人数(人)	6,394	5,854	4,659
高血圧	開催回数(回)	62	96	56
	参加延人数(人)	956	947	763
高脂血症	開催回数(回)	51	75	52
	参加延人数(人)	381	261	258
糖尿病	開催回数(回)	74	67	98
	参加延人数(人)	341	354	391
歯周疾患	開催回数(回)	45	52	48
	参加延人数(人)	1,501	1,708	1,475
骨粗鬆症	開催回数(回)	57	40	22
	参加延人数(人)	1,968	1,923	635
病態別	開催回数(回)	86	79	162
	参加延人数(人)	1,247	661	1,137
介護家族健康相談	開催回数(回)	47	43	34
	参加延人数(人)	343	274	172
総合健康相談	開催回数(回)	585	389	199
	参加延人数(人)	8,694	4,636	4,403

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町（40歳以上の実績）

【今後の取組】

各健康相談の開催回数の増加に努めるとともに、周知方法の充実を図り、参加者の拡大を目指します。健康相談を通じて、医療や福祉サービス等へ結びつけ、適切な支援ができるよう、事業を実施していきます。それによって、個人の健康問題の解決に取り組みます。特に、健診結果で「要医療」と判定された人には、受診勧奨を徹底し、「要指導」と判定された人については個別相談を実施し、疾病予防を図ります。介護家族健康相談は、地域支援事業として実施します。

なお、健康教育と同様、平成18年度から、65歳以上の人に対する健康相談については、介護保険制度の中の地域支援事業におけるサービスになります。

目標指標としては、開催回数や参加延人数を目標数値として設定しています。

【図表5-1-4 健康相談の実施見込み】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
重点健康相談	開催回数(回)	463	484	516
	参加延人数(人)	2,401	2,483	2,552
高血圧	開催回数(回)	60	57	59
	参加延人数(人)	477	476	481
高脂血症	開催回数(回)	57	62	67
	参加延人数(人)	120	138	153
糖尿病	開催回数(回)	106	111	120
	参加延人数(人)	189	200	211
歯周疾患	開催回数(回)	45	46	47
	参加延人数(人)	997	1,010	1,016
骨粗鬆症	開催回数(回)	26	27	29
	参加延人数(人)	192	202	208
病態別	開催回数(回)	169	181	194
	参加延人数(人)	426	457	483
総合健康相談	開催回数(回)	223	227	231
	参加延人数(人)	1,472	1,118	1,566

(40歳～64歳までの見込み)

**(3) 健康診査** . . . . . 基本健康診査・各種がん検診

**【現 状】**

基本健康診査や各種がん検診などの健康診査は、疾病の早期発見と早期治療を目的としています。また、一次予防や生活習慣病予防としての健康づくりを進めるうえで受診者が自らの健康度を客観的に把握し、健康づくりへの意識啓発を行うという目的もあります。健康診査の受診と事後指導徹底の必要性はますます高くなっていることから、基本健診の受診者を対象とした健康度評価事業にも取り組んでいます。

**【図表5 - 1 - 5 健康診査の実施状況】**

		平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)
基本健康診査	対象者数(人)	41,598	42,716	43,761
	受診者数(人)	18,190	18,211	18,403
	受診率(%)	43.7%	42.6%	42.1%
胃がん検診	対象者数(人)	47,074	47,718	47,933
	受診者数(人)	11,417	11,074	10,315
	受診率(%)	24.3%	23.2%	21.5%
子宮がん検診	対象者数(人)	37,834	38,556	43,648
	受診者数(人)	9,496	9,433	8,949
	受診率(%)	25.1%	24.5%	20.5%
肺がん検診	対象者数(人)	44,813	40,751	47,489
	受診者数(人)	32,401	31,937	28,501
	受診率(%)	72.3%	78.4%	60.0%
乳がん検診	対象者数(人)	34,517	27,776	29,236
	受診者数(人)	7,364	7,450	5,423
	受診率(%)	21.3%	26.8%	18.5%
大腸がん検診	対象者数(人)	51,027	51,984	52,011
	受診者数(人)	13,091	13,130	11,812
	受診率(%)	25.7%	25.3%	22.7%
歯周疾患検診	対象者数(人)	2,284	3,424	17,630
	受診者数(人)	103	151	504
	受診率(%)	4.5%	4.4%	2.9%
骨粗鬆症検診	対象者数(人)	1,566	1,598	2,962
	受診者数(人)	376	321	502
	受診率(%)	24.0%	20.1%	16.9%

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町（40歳以上の実績）

【図表5 - 1 - 6 健康度評価事業の実施状況】

	平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)
評価延人数(人)	969	747	930

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町 (40歳以上の実績)

【今後の取組】

健診を受けることは、自分自身の生活習慣を見直し、生涯における自己健康管理の意識を育てる良い機会となります。疾病等の早期発見・早期治療につながることはもちろん、一次予防としての自己健康管理のバロメーターともなる健康診査の受診の意識を啓発していきます。また、広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の配布などにより、さらなる健康づくり意識の浸透を図り、医療機関等で個人的に受診している住民の把握に努め、受診率向上を目指し、さらなる受診勧奨を行っていきます。

加えて、今後も新たに前立腺がん検診や、人間ドック、脳ドック等を導入し、健診メニューの充実にも努めます。さらに、「住民にとって受診しやすい健診体制」づくりを目指し、若年者に対する健診対象年齢の拡大、医療機関における個別健診の導入を推進します。

また、65歳以上の人を対象に、「介護予防健診」を実施します。

健康度評価事業では、調査票(生活習慣質問票)を使用し、健診結果と合わせて事後指導を実施します。

目標数値としては、受診率、評価延人数を設定します。

【図表5 - 1 - 7 介護予防検診の実施見込み】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
対象者数(人)	16,600	16,574	16,672
受診者数(人)	7,925	8,065	8,209
受診率(%)	47.7%	48.7%	49.2%

(65歳以上の見込み)

【図表5-1-8 健康診査の実施見込み】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
基本健康診査	対象者数(人)	43,830	43,516	43,333
	受診者数(人)	19,218	20,125	20,475
	受診率(%)	43.8%	46.2%	47.3%
胃がん検診	対象者数(人)	46,861	46,436	46,115
	受診者数(人)	10,530	10,859	11,158
	受診率(%)	22.5%	23.4%	24.2%
子宮がん検診	対象者数(人)	43,662	43,704	43,642
	受診者数(人)	9,311	9,640	9,824
	受診率(%)	21.3%	22.1%	22.5%
肺がん検診	対象者数(人)	46,749	46,453	46,124
	受診者数(人)	29,598	29,913	30,157
	受診率(%)	63.3%	64.4%	65.4%
乳がん検診	対象者数(人)	29,726	26,470	26,253
	受診者数(人)	5,771	5,503	5,634
	受診率(%)	19.4%	20.8%	21.5%
大腸がん検診	対象者数(人)	51,403	50,927	50,551
	受診者数(人)	12,441	12,657	12,889
	受診率(%)	24.2%	24.9%	25.5%
歯周疾患検診	対象者数(人)	19,320	19,380	19,281
	受診者数(人)	820	1,048	1,195
	受診率(%)	4.2%	5.4%	6.2%
骨粗鬆症検診	対象者数(人)	6,845	6,768	6,790
	受診者数(人)	1,512	1,563	1,629
	受診率(%)	22.1%	23.1%	24.0%

(40歳以上の見込み)

【図表5-1-9 健康度評価事業の実施見込み】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
評価延人数(人)	237	284	298

(40歳～64歳の見込み)

**(4) 機能訓練** . . . . . 機能訓練 A 型・B 型

**【現 状】**

高齢者保健福祉事業での機能訓練には、日常生活上の機能回復に重点を置いた A 型（基本型）と地域における社会参加に重点を置いた B 型（地域参加型）があります。訓練の実施については、A 型が週 2 回のペースで 6 か月の期間、B 型は週 1 回のペースで 1 年間で標準的とされています。

平成 12 年度以降は、介護保険制度の導入により、要介護者等に対しては、介護保険サービスの訪問リハビリテーションや通所リハビリテーション等が提供されたため、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、介護予防や閉じこもり予防を目的として実施してきました。

平成 16 年度の実施状況を見ると、A 型は前年度より参加者数が増加していますが、B 型は開催回数、参加者数ともに大きく減少しています。これは、地区によって機能訓練 B 型をミニデイサービス等へ移行したのが理由としてあげられます。

【図表 5 - 1 - 10 機能訓練の実施状況】

		平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)
A 型	実施か所数(箇所)	3	3	3
	延実施回数(回)	70	72	68
	参加延人数(人)	389	451	802
B 型	実施か所数(箇所)	33	10	5
	延実施回数(回)	678	71	35
	参加延人数(人)	11,371	2,631	1,068

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町（40 歳以上の実績）

**【今後の取組】**

「機能訓練 A 型」については、介護認定を受けていない 40 歳から 64 歳までの人を対象とした閉じこもり予防や身体リハビリテーションを中心とした事業の実施が求められます。対象者の日常生活の機能回復を図り、自立した生活を促進するためにも、地域のニーズに合わせた事業の実施に努めます。

平成 18 年度は、古川地区・三本木地区で実施し、平成 19 年度、平成 20 年度は三本木地区での事業実施となりますが、希望者はどの地区からも受け入れる体制をとります。その実施状況を評価しながら、訓練終了者同士による自主グループ化の促

を図っていきます。

また、「機能訓練B型」については、介護保険サービスの新予防給付や地域支援事業として再編し、実施します。

【図表 5 - 1 - 11 機能訓練の実施見込み】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
A型	実施か所数(箇所)	2	1	1
	延実施回数(回)	68	48	48
	参加実人数(人)	22	15	15
	参加延人数(人)	792	720	720

(40歳～64歳までの見込み)

## (5) 訪問指導

### 【現 状】

訪問指導は、平成12年度の介護保険制度の導入以降、健康診査での「要指導者」や介護予防の観点から支援が必要な人(個別健康教育対象者、閉じこもり傾向者、認知症高齢者等)や介護家族を対象として、疾病予防や介護予防を目的に実施してきました。また、問題解決のために、医療・福祉などの他のサービスとも調整を図りながら実施しています。

さらに、対象者が介護保険サービスを利用している場合はケアマネジャーとケアカンファレンスを開催し、サービスの調整を行いながら訪問指導を実施してきました。

指導対象者別に指導回数をみると、健康診査での要指導者、閉じこもり傾向者、寝たきり者に対する訪問指導が多く実施されています。



【図表5 - 1 - 12 訪問指導の実施状況】

		平成15年度 (実績)	平成16年度 (実績)	平成17年度 (見込み)
健康診査の 要指導者等	対象者数(人)	1,804	1,674	2,200
	被指導実人数(人)	212	225	142
	年間平均訪問回数(回)	2.1	2.1	1.9
	被指導延人数(人)	446	479	267
個別健康教育 対象者	対象者数(人)	889	506	714
	被指導実人数(人)	33	24	32
	年間平均訪問回数(回)	1.7	1.3	1.1
	被指導延人数(人)	56	32	36
閉じこもり 予防	対象者数(人)	822	857	713
	被指導実人数(人)	194	78	479
	年間平均訪問回数(回)	2.0	2.8	1.2
	被指導延人数(人)	393	216	591
介護家族者	対象者数(人)	652	630	551
	被指導実人数(人)	76	57	130
	年間平均訪問回数(回)	1.5	1.9	1.3
	被指導延人数(人)	111	108	172
寝たきり者	対象者数(人)	427	425	384
	被指導実人数(人)	113	60	72
	年間平均訪問回数(回)	2.1	2.2	1.7
	被指導延人数(人)	241	134	123
認知症老人	対象者数(人)	252	227	211
	被指導実人数(人)	136	27	185
	年間平均訪問回数(回)	1.8	3.6	1.2
	被指導延人数(人)	248	98	228
その他	対象者数(人)	732	309	245
	被指導実人数(人)	747	205	131
	年間平均訪問回数(回)	1.1	1.8	1.6
	被指導延人数(人)	810	362	207
合 計	対象者数(人)	5,578	4,628	5,018
	被指導実人数(人)	1,511	676	1,171
	被指導延人数(人)	2,305	1,429	1,624

資料：古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町 (40歳以上の実績)

【今後の取組】

介護保険事業・地域支援事業と連携し、効率の良い事業実施に努めます。

今後は、生活習慣病対策を目的として、最近、重要視されている「メタボリックシンドローム」(高血圧・糖尿病・高脂血症)傾向の人に対して重点的に訪問指導を行います。

【図表5-1-13 訪問指導の実施見込み】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
健康診査の 要指導者等	対象者数(人)	1,096	1,100	1,111
	被指導実人数(人)	116	125	132
	年間平均訪問回数(回)	1.4	1.6	1.6
	被指導延人数(人)	159	202	212
個別健康教育 対象者	対象者数(人)	185	185	185
	被指導実人数(人)	31	32	32
	年間平均訪問回数(回)	1.0	1.0	1.0
	被指導延人数(人)	32	33	33
閉じこもり 予防	対象者数(人)	360	362	363
	被指導実人数(人)	47	52	54
	年間平均訪問回数(回)	2.7	2.6	2.5
	被指導延人数(人)	125	134	137
介護家族者	対象者数(人)	285	286	286
	被指導実人数(人)	43	44	44
	年間平均訪問回数(回)	1.8	1.8	1.8
	被指導延人数(人)	79	81	81
寝たきり者	対象者数(人)	40	40	38
	被指導実人数(人)	22	22	20
	年間平均訪問回数(回)	2.8	2.8	2.9
	被指導延人数(人)	61	61	57
認知症老人	対象者数(人)	10	10	10
	被指導実人数(人)	6	6	6
	年間平均訪問回数(回)	1.7	1.7	1.7
	被指導延人数(人)	10	10	10
その他	対象者数(人)	83	87	89
	被指導実人数(人)	41	50	57
	年間平均訪問回数(回)	1.8	1.7	1.7
	被指導延人数(人)	72	85	99
合 計	対象者数(人)	2,059	2,070	2,082
	被指導実人数(人)	306	331	345
	被指導延人数(人)	538	606	629

(40歳～64歳までの見込み)

## 2 生活支援事業

生活支援事業は、虚弱高齢者が、社会参加を継続しながら地域で安心して生活できるよう支援する事業です。

これまで、1市6町でそれぞれに事業を実施してきましたが、今後は高齢者の多様なニーズに応えられるようサービスの充実を図ります。

### (1) 高齢者の生活支援

#### 外出支援サービス事業

##### 【現 状】

高齢者等が、公共の交通機関を利用できない、あるいは家族などの送迎を受けられない場合に、病院等の施設への外出を支援するサービスです。リフト付車両等による送迎やタクシー券の支給などを行っています。

【図表5 - 2 - 1 外出支援サービス事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数 ( A )	887 人	899 人
年間利用延人数 ( B )	8,464 人	10,631 人
1人当たりの年間利用回数 ( B / A )	9.5 回	11.8 回

平成 15、16 年度は、古川市、松山町、鹿島台町、鳴子町、田尻町での実績。

##### 【今後の取組】

対象者の選定に公平性を確保しながら、引き続きサービスの提供に努めます。また、合併による状況を踏まえ、未実施の地区においては体制が整い次第、移送事業の拡大を検討します。

軽度生活援助事業

【現 状】

在宅でのひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で心身の機能低下により何らかの支援が必要と認められる世帯に対し、家事援助等の日常生活の援助をしています。

【図表 5 - 2 - 2 軽度生活援助事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数	122 人	122 人

平成 15、16 年度は、古川市、三本木町、鹿島台町、田尻町での実績。

【今後の取組】

広報紙などにより事業の周知を図り、介護予防と自立した在宅生活の支援をします。

調理サービスについては、「食の自立支援サービス事業」に移行し、なお一層のサービスの充実を図ります。

緊急通報システム事業

【現 状】

在宅のひとり暮らし高齢者等が、急病や災害時等の緊急時に、近隣住民等の協力を得て速やかに援助を受けられるよう、通報機器を貸与しています。

【図表 5 - 2 - 3 緊急通報システム設置状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間実設置件数	325 件	346 件

平成 15、16 年度は、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町での実績。

【今後の取組】

今後は、より緊急度の高い在宅の要介護認定者、または脳血管疾患及び心臓病の既往歴のある方を対象に、日常生活における安全確保と不安解消のため、緊急通報システムを必要とする世帯への貸与を促進します。

食の自立支援サービス事業

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯や身体障害者手帳を持つ人と同居の高齢者が調理困難な場合、栄養バランスのとれた食事を計画的に配食しています。

【図表 5 - 2 - 4 食の自立支援サービス事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数	907 人	677 人

平成 15 年度は、松山町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町での実績。  
平成 16 年度は、松山町、鹿島台町、鳴子町、田尻町での実績。

【今後の取組】

地域支援事業における訪問型介護予防事業として、特定高齢者を対象に介護予防ケアプランを作成し、配食等を実施します。

会食サービス事業

【現 状】

在宅のひとり暮らし高齢者やひとり暮らしに準じた状況にある高齢者を対象として、外出の機会とふれあいの場を提供することを目的に食事会を開催しています。

【図表 5 - 2 - 5 会食サービス事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用延人数	284 人	332 人

平成 15、16 年度は、田尻町での実績。

【今後の取組】

ひとり暮らし高齢者等の閉じこもりを予防し、ふれあいを通じて自立した生活を送ることができるよう、高齢者を支援するサービスとして充実させていきます。また、現在サービスが提供されていない地区では、地区のニーズに合わせて実施を検討します。

生活管理指導短期宿泊事業

【現 状】

在宅のひとり暮らし高齢者で日常生活に支援の必要な人に対し、要介護状態への移行を予防するために、特別養護老人ホーム等において短期間の宿泊により、日常生活訓練を実施しています。

【図表 5 - 2 - 6 生活管理指導短期宿泊事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実件数	1 件	2 件

平成 15、16 年度は、三本木町での実績。

【今後の取組】

事業の適正な実施により、生活習慣指導等により自立した在宅生活の基礎形成を促進します。

生きがい活動通所支援事業

【現 状】

介護保険制度の要介護認定において、「自立」と判定された高齢者は、介護保険サービスのデイサービスなどを利用することができないため、そうした高齢者の健康づくり、生きがい活動としての趣味やレクリエーション、軽い運動などを行う機会を提供しています。

【図表 5 - 2 - 7 生きがい活動通所支援事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数 ( A )	927 人	807 人
年間利用延人数 ( B )	14,391 人	13,708 人
1 人当たりの年間利用回数 ( B / A )	15.5 回	17.0 回

平成 15、16 年度は、古川市、松山町、三本木町、鳴子町、田尻町での実績。

【今後の取組】

今後は、高齢者の自立支援を目的に、個人の健康度に合わせて、地域支援事業の中の特定高齢者を対象とした通所型介護予防事業や、一般高齢者を対象としたミニデイサービスなどの事業で実施します。

老人福祉電話設置事業

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者に対し、福祉電話の貸与を行うことによって、孤独感をやわらげ、生活の利便を図るためのサービスです。

【図表 5 - 2 - 8 老人福祉電話設置事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間実設置台数	63 台	61 台

平成 15、16 年度は、古川市、松山町、三本木町、岩出山町、鳴子町での実績。

【今後の取組】

対象者、助成額の見直しを図りながら、引き続きサービスの提供に努めます。

老人日常生活用具給付事業

【現 状】

ひとり暮らしの高齢者に対し、日常生活の便宜を図るため、電磁調理器・火災報知器・自動消火器等の日常生活用具を給付する事業です。

【表 5 - 2 - 9 老人日常生活用具給付事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数	1 人	0 人

平成 15 年度は、古川市での実績。

【今後の取組】

今後も事業の周知を図りながら、引き続きサービスの提供に努めます。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

【現 状】

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対して生活援助員を派遣し、生活指導・相談・安否の確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等のサービスを提供することにより、在宅生活を支援します。

【図表 5 - 2 - 10 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実件数	32 件	32 件

平成 15、16 年度は、古川市、三本木町での実績。

【今後の取組】

今後は、地域支援事業として引き続き事業を実施します。

住宅改良支援事業

【現 状】

加齢や疾病等により身体機能が低下した高齢者が、居宅において安心して住み続けられるよう、浴室・玄関・洗面所・便所・廊下・階段・台所等の住宅改良に係る費用を助成します。

【表 5 - 2 - 11 住宅改良支援事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実件数	13 件	6 件

平成 15、16 年度は、古川市での実績。

【今後の取組】

古川市で行ってきた住宅改良支援事業（市単独事業と県単独補助事業のバリアフリー住宅普及促進）を県単独補助事業のバリアフリー住宅普及促進に一本化し、全市での事業実施を検討します。



**(2) 家族介護支援**

**家族介護用品支給事業**

**【現 状】**

介護を必要とする高齢者のいる世帯に対して、介護用品（紙おむつ等）支給券を提供し、介護家族の経済的負担を軽減しています。

【表5 - 2 - 12 介護用品支給事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実人数 ( A )	1,276 人	1,321 人
年間利用延人数 ( B )	9,102 人	10,035 人
1人当たりの年間利用回数 ( B / A )	7.1 回	7.6 回

平成 15、16 年度は、古川市、三本木町、鹿島台町、岩出山町、田尻町での実績。

**【今後の取組】**

介護家族の経済的な負担を軽減する観点から、地域支援事業として今後も引き続き実施します。

**家族介護教室・家族介護者交流事業**

**【現 状】**

要介護の高齢者を介護している家族に対して、介護手法の習得を目的とした研修を実施しています。また、認知症高齢者を介護する家族の会等において、認知症に対する理解を深めるため、日頃の介護について話し合うグループワーク等の機会も設けています。介護者相互の交流と情報交換の場を提供することにより、ストレスや悩みの解消など、介護者の精神的な負担を軽減する効果もあげています。

【図表5 - 2 - 13 家族介護教室・家族介護者交流事業】

	平成 15 年度	平成 16 年度
開催回数	73 回	56 回
年間参加延人数	513 人	355 人

平成 15、16 年度は、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町、鳴子町、田尻町での実績。

【今後の取組】

介護者同士の交流会等の開催により心身のリフレッシュを図ります。今後は、地域支援事業の家族介護支援事業として実施します。

家族介護慰労金支給事業

【現 状】

家庭で、介護保険制度の要介護認定で要介護4以上に認定された人を、過去1年間介護保険サービスを利用しないで介護している住民税非課税世帯の家族に、年額100,000円を支給し、介護している人の精神的、経済的負担を軽減しています。

【図表5-2-14 家族介護慰労金支給事業の実施状況】

	平成15年度	平成16年度
年間利用案件数	4件	4件

平成15、16年度は、古川市、松山町、三本木町、鹿島台町、岩出山町での実績。

【今後の取組】

今後も地域のニーズに応じて、地域支援事業の中で実施します。

家族介護支援レスパイト事業

【現 状】

在宅の要介護高齢者を介護する家族が、緊急の事由により介護ができなくなった場合に、その家族に代わって一時的に介護を行う事業です。通所介護施設利用サービスと、短期入所利用サービスの二つのサービスを利用できます。

【図表5-2-15 家族介護支援レスパイト事業の実施状況】

	平成15年度	平成16年度
年間利用案件数	1件	2件

平成15、16年度は、古川市での実績。

【今後の取組】

全市に事業を拡大し、引き続きサービスの提供に努めます。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

【現 状】

徘徊の見られる高齢者の事故防止と家族の身体的・精神的負担を軽減し、高齢者の在宅生活を維持するための事業です。

【図表 5 - 2 - 16 徘徊高齢者家族支援サービス事業の実施状況】

	平成 15 年度	平成 16 年度
年間利用実件数	2 件	3 件

平成 15、16 年度は、古川市での実績。

【今後の取組】

これまで事業を実施している地区では、引き続き地域支援事業として実施し、未実施の地区については必要に応じてサービス提供を検討していきます。

### 3 高齢者支援施設

#### 【現 状】

在宅での生活を継続することが困難な高齢者のための施設として、養護老人ホームやケアハウス、シルバーハウジングなどがあります。

養護老人ホームは、身体上の理由や経済的な理由などにより、在宅生活の継続が困難な高齢者が必要に応じて入所する施設です。また、要介護状態ではなくても、さまざまな理由により自宅での生活が困難な人は、見守りや日常生活の支援機能を有したケアハウスや、緊急通報装置などの設備が設置されるなど、安全面で高齢者への配慮がなされたシルバーハウジングなどの公的住宅を利用しています。

増加が予想されるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の人で、自宅以外の生活拠点の確保が必要な人の選択肢のひとつとして、これらの施設は今後もその役割が期待されます。

#### 【今後の取組】

老人福祉法の改正により、養護老人ホームは「入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導および訓練その他の援助を行うことを目的とする施設である」ことが明確化されました。

さらに、これまでは、入所者が要介護等の状態になった場合、入所を継続したまま介護保険サービスを利用することはできませんでしたが、制度の改正によってその利用が可能となり、要介護状態でも継続して入所できることとなりました。

今後も、養護老人ホームなどへの入所が適当と判断される高齢者に対しては、できるだけ迅速に入所できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、ケアハウスなどの生活支援型施設についても、高齢者が長期間自立した生活を送ることができるよう、支援していきます。

## 4 総合相談体制

介護保険制度を含め、高齢者保健福祉施策に関するさまざまな相談の受付や苦情への対応については、これまで1市6町において、それぞれの在宅介護支援センターを主な窓口として実施してきました。

今後も、多種多様でますます複雑化する相談内容に適切に対応するため、社会福祉士等の専門職員を配置した地域包括支援センターを中心として、関係機関と連携を図りながら、幅広い対応が可能となる体制づくりを行っていきます。

また、住民の利便性を考慮し、電話や窓口での対応、家庭訪問といった相談体制はもちろんのこと、電子メールなどによる相談も受け付けるなど、さまざまな方法を用いて気軽に相談しやすい環境づくりに努めます。

さらに、高齢者自身や要介護等の高齢者を介護する家族の不安を取りのぞき、安心して介護保険サービスや保健福祉サービスを利用することができるよう、宮城県薬剤師会が主体となって設置・事業展開している「健康介護まちかど相談薬局」等、住民の身近な相談機関との連絡体制を整備していきます。

介護サービスに関する苦情処理についても、これまで同様、県の担当課や宮城県国保連合会との連携のもと、早期の解決に努め、地域包括支援センター、各総合支所の窓口、関係機関相互が密接に連携し、問題解決と不平・不満の解消を図る総合相談体制の整備を図っていきます。

## 第6章 生きがいつくり活動の推進

自らの経験と知識を生かして活躍できる場は、高齢者のひとつの生きがいであります。大崎市の未来が明るく活力に満ちた高齢社会であるためには、高齢者が地域において積極的な役割を果たしていけるような仕組づくりが必要です。健康であることはさることながら、生涯学習の広まりとともに、その成果を社会に生かしたいという人々が増加している背景があり、生きがいのある充実した生活を送ることができる生涯学習社会を築くことが、これからの大きな目標となります。

また、高齢者ができる限り長く、健康で活動的に暮らしていくことを目的とする地域支援事業の実施により、要介護認定率の抑制などへつながり、介護予防の効果や元気な高齢者が介護の担い手となることも期待されます。

これからも、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重しながら、老人クラブやさまざまな自主的な団体活動の立ち上げと発展に各種の支援を行っていきます。

### ① 高齢者の社会参加と生きがい対策

#### (1) 老人クラブ活動等

##### 【現 状】

老人クラブでは、地域における清掃などの奉仕活動や地元小学校などとの世代間交流や介護予防のための健康教室、高齢者が気軽に参加できるスポーツなどの交流をとおり、生きがいつくりや健康づくり活動を自主的に計画し推進しています。

このような単位老人クラブ及び連合会の自主的活動を尊重しながら、それらの活動が続けられるように支援しています。

【図表6-1-1 1市6町と宮城県の老人クラブの状況】

		平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1市6町	クラブ数	193	191	192	200	192
	会員数(人)	9,852	9,670	9,480	9,329	8,998
	60歳以上人口(人)	37,232	37,749	38,122	38,656	38,985
	加入率(%)	26.5	25.6	24.9	24.1	23.1
宮城県	クラブ数	2,535	2,512	2,486	2,443	2,393
	会員数(人)	132,008	129,604	125,673	121,594	116,943
	60歳以上人口(人)	548,985	563,664	576,496	591,946	602,631
	加入率(%)	24.0	23.0	21.8	20.5	19.4

各年3月31日の実績

資料：宮城県 長寿社会政策課

1市6町の老人クラブの状況を見ると、平成17年のクラブ数は4年前に比べてほぼ同数ですが、会員数は900人近く減少しています。

加入率をみると、1市6町の平成17年の加入率は、県平均よりも3.7ポイント高い数値となっていますが、平成13年以降の推移をみると、加入率は毎年低下し続け、平成17年は加入率23.1%となり、4年前より3.4ポイント低い加入率となっています。また、宮城県平均の老人クラブ加入率をみても、1市6町よりもさらに大きく低下してきており、高齢者のライフスタイルが多様化している状況がうかがえます。

#### 【今後の取組】

老人クラブがその活動に対する多様なニーズに対応していけるように、クラブを支援していきます。そのためには、クラブ会員自身が生きがいづくりや健康づくり、趣味などのさまざまな活動を自主的に企画、運営していけるように側面から支援します。

また、会員の拡大についても広報紙などを活用し、新たな会員の確保を支援します。

## (2) 高齢者の生きがい活動等の推進

### 【現 状】

平均寿命が延びることにより、長い高齢期をいかに健康で生きがいを持って過ごすことができるかが課題となっています。最近の高齢者には、残された自分の自由な時間をいかに充実して過ごすかという、老後の人生を積極的に捉える動きもうかがい知ることができます。

これからの高齢者の人々は、これまでの人生において、所得水準の向上や自由時間の増大、高学歴化などを経験してきており、就労や社会奉仕活動だけではなく、趣味・学習や家族との時間を重視するなど、そのライフスタイルに対する考え方はさまざまです。今後、高齢者の生きがい活動を進めるうえで、推進の方策にも多様性を持たせることが重要となります。

これまで1市6町では、高齢者の生きがい活動として、生涯学習や生涯スポーツ等に取り組んでいます。生涯学習や生涯スポーツについては、各地域の公民館や老人福祉センターの利用により、地域社会の進展に貢献できる高齢者の育成支援等を行っています。これらにより、その成果を社会に生かしたいという人々が増えつつあります。また、健康で高齢期を過ごすため、高齢者が自分の年齢や能力に応じて気軽に参加できるよう、多様な高齢者向けのスポーツイベント等を企画、実施しています。

今後も高齢者には、地域文化や伝統の若い世代への伝承、地域の環境づくり活動などにおいて地域活動の推進役の期待がかけられており、そのような活動の場も増えてきています。

### 【今後の取組】

これからも、生涯学習や生涯スポーツの普及・定着に努めていきます。また、高齢者により地域における伝統を若い世代へ伝承を行うなど、世代間交流や文化事業の実施にも取り組んでいきます。

高齢者の生きがい活動や社会活動を促進するためには、身近に活動の場があることや一緒に活動する仲間が存在、必要な情報提供等があることなどが重要な要素となります。高齢者の自主的なサークル活動などを支援し、高齢者の生きがいづくりの場、仲間づくりの場の充実を図るため、活動しやすい環境づくりの一環として既存施設の有効活用を図ります。また、高齢者が生きがい活動をとおして、高齢期を意義のある時期として積極的に捉えられるような、総合的な環境の整備や各種事業の実施に取り組みます。



### (3) 老人福祉センターの充実

#### 【現 状】

老人福祉センターでは、高齢者に対して健康の増進や教養の向上や会員相互の交流等を目的として、教養講座や世代間交流事業としての「祖父母ふれあい教室」、健康と体力づくりを目的とした「生き生きシリーズ」、「シルバーフェスティバル」などを開催しています。

しかし、参加者がいつも同じであったり、会場までの交通手段がないため参加できない高齢者もいることから、事業内容や実施会場の見直し、検討が求められています。

#### 【今後の取組】

老人福祉センターの事業は高齢者の健康増進や生きがいづくり、交流を目的とした事業が主であり、閉じこもり予防や介護予防の観点からも重要な役目を担っていることから、これまでの事業の継続も含め、魅力ある事業の拡充を図ります。

また、今後も高齢者が増加していくことから、老人福祉センターへの送迎を増やすことや他の公共施設の活用も含め関係機関との連携を図りながら、事業展開を進めていきます。

#### (4) 高齢者の就労対策

##### 【現 状】

高齢者の就労対策には、働き続けたいという高齢者の希望を満たすだけでなく、経済社会を維持するための労働力を確保するという意義があります。少子高齢化が進む今後の高齢社会において、高齢者がその経験と能力を生かして就労を続けることにより、生産年齢人口の減少が補完されることが期待できます。

これまで1市6町では、地元企業やシルバー人材センターなどの関係機関と連携しながら、就労が高齢者のひとつの生きがいとなるよう、その機会の確保・拡大に努めています。

また、働く意欲がある高齢者に対しては、新たな技術を身に付けるため講習会への参加を促進するとともに、なかでも技能を持つ高齢者には、高齢者を対象とした技能教室の場で講師を務めてもらうなど、その能力が発揮される場をつくる取り組みも行っています。

高齢者が健康でいきいきと生活を送るためには、高齢者自らが高齢社会を支える一員として経験と能力を生かせる場があること、またその結果として安定した収入を得られることが、高齢者のさらなる社会活動につながります。このようなことから、高齢者の就労機会を広げることが必要とされています。

##### 【今後の取組】

高齢者の就労を促進するため、職業訓練の高齢者への周知を図り、ハローワーク等の関係機関と連携していきます。今後も就労を希望する高齢者と雇用する側との調整に努め、高齢者に対してはシルバー人材センターへの登録や再就職セミナーへの参加を促進します。また、企業に対しては、国の各種援助事業の情報提供を図りながら、高齢者雇用の理解の促進に努めていきます。

## 2 地域福祉活動と福祉ボランティア活動の支援

### (1) 地域福祉活動、福祉ボランティア活動の育成と支援

#### 【現 状】

これからの高齢社会を支えていくためには、身近な地域において高齢者の生活を支える地域福祉が非常に重要となります。地域福祉活動を推進する原動力となるのは、地域住民や市民団体等をはじめとした、多くのボランティアの協力です。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加する中で、高齢者が苦手とする家の周囲の清掃や修繕など、援助内容の多様化に対応できるよう、福祉ボランティア活動への積極的な参加が望まれます。また、高齢者自身がシルバーボランティアとして活動することも重要となります。

そのなかで、福祉分野のNPO法人は、福祉サービスの供給源としても大きな役割を果たす存在です。その多様な活動の支援と育成のため、既存のNPO法人を拠点として、情報交換や交流、研修の場を提供しています。

また、民間企業等についても、社会貢献事業、従業員のボランティア活動の意義を認識し、福祉分野をはじめとした各分野において活動しています。

#### 【今後の取組】

地域福祉を推進していくため、地域住民やNPO法人等の市民団体、企業、農協等の各種団体への地域福祉活動の普及・啓発、支援に努めます。

地域住民に対しては、地域福祉に関する情報・知識の提供、地域福祉への理解を深める住民教育、福祉活動への参加を促すボランティア育成事業などにより、地域の福祉活動を支援します。NPO法人等の市民団体に対しては、それぞれが地域の特性を生かした独自の活動を行っているため、今後もその活動が主体的に継続できるよう支援していきます。さらに、高齢者による高齢者のためのシルバーボランティア活動等を推進することにより、多くの住民が生涯を通じて福祉活動に参加する地域づくりに取り組みます。

また、民間企業、農協等各種団体に対しては、その社会的責任の観点からも、企業ボランティアやボランティア休暇制度を周知し、それらに対する理解を促すとともに、活動地域の各種団体等との連携づくりを進め、企業、各種団体の地域福祉への取り組みを促進します。

## (2) 高齢者相互支援推進・啓発事業

### 【現 状】

民生委員や地域のボランティアなどが、寝たきり高齢者や心身障害者などの家庭を訪問し、精神的な援助を行う友愛訪問を実施しています。

また、高齢者同士が見守り合い、互いの安否を確認し合う行動を日常的に行うことも地域福祉活動として必要となっています。

### 【今後の取組】

地域支援事業の実施効果等により、今後も元気な高齢者の増加が期待されています。また、高齢者の生きがい活動の観点からも、高齢者同士による相談相手やお茶のみ相手の確保、緊急通報機器等による緊急時の安否確認など、さらなる地域ぐるみの声がけ運動の促進を図ります。

近い将来に予想されている大規模災害への対応を踏まえながら、民生委員やボランティアなどの協力はさることながら、高齢者同士や地域ぐるみでの相互扶助の必要性の周知を図っていきます。

## 第7章 計画の推進体制

高齢者をはじめ、市民が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、住民、地域、医療・福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。健康づくり協議会、介護保険運営委員会、地域包括支援センター運営協議会などの意見を取り入れながら、計画目標の着実な達成と円滑な運営に努めます。

### 1 保健・医療・福祉の連携体制の充実

高齢化が進み、高齢者のライフスタイルの変化により、保健・医療・福祉に対するニーズも多様化しています。それに対応していくためには、地域において、保健・医療・福祉が連携した質の高い総合的なサービスの提供体制を整備することが重要です。

介護予防重視の観点からも、高齢者の生活習慣病の予防などの健康づくりと、仲間づくりや生きがいづくりなどの事業に関連性を持たせながら一体的に進め、最適なサービスを総合的に選択し利用できるよう、関係各機関の連携、調整機能の充実に努めます。

さらに、高齢者の疾病の早期発見・早期治療を行うため、各種健診や事後相談等の健康づくり事業、生きがいづくり事業の担当部門と、医師会・歯科医師会や各種機関との情報の共有を図ります。さらに、かかりつけ医による受診を推進するとともに、健康管理体制を強化していきます。

また、地域には、民生委員、保健推進委員、食生活改善推進委員などがおり、その活動を通じ、地域内の高齢者や家庭の状況を把握しています。このような情報を地域包括支援センターへ集積することにより、保健・医療・福祉の連携、調整のために積極的に活用していきます。そのためにも、保健福祉の総合的な窓口となる地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、円滑な運営に努めます。

### 2 情報提供体制の確立

介護保険制度の改正により新予防給付、地域密着型サービスなど、介護給付の種類が増え、また地域支援事業、介護予防事業など、福祉サービスも新しく組み換えられようとしています。そのような状況から、各サービスの内容、サービス事業者、その

他サービス利用に関する情報提供体制の確立は重要な課題です。

介護保険制度や保健・福祉サービスに関する情報については、高齢者や障害者等に対する提供方法にも配慮しつつ、広報紙やホームページへの掲載、市民便利帳等の発行により、効率的な広報活動を進めます。

特に介護保険サービスに関しては、利用者の選択がその基本となっているため、利用者が選択しやすいようにサービス事業者やサービス内容についての情報の公表が適切に実施されるよう、より良い情報提供体制の確立に努め、介護を含めた保健福祉サービス全般の情報提供体制のさらなる改善・整備に努めます。

### 3 民間事業者の活用推進

高齢者やその家族に対する各種サービスを効果的・効率的に提供するため、高齢者の人権やプライバシーに配慮しながら、サービス事業者との連携、事業者間の調整を図り、高齢者が住み慣れた地域でより満足度の高いサービスが受けられるよう、民間事業者の活動を促進します。しかし、本計画の目標達成のためサービス事業者の参入希望が特定のサービスに集中したりするような場合には、事業者参入の調整を図ります。

また、介護予防重視の観点から新予防給付が創設されましたが、まだ介護予防サービス事業者の参入希望数は少ないことから、既存事業者のサービス範囲の拡大を促すとともに、事業者の新規参入を促していきます。

### 4 計画の進行管理

介護保険事業を含め高齢者保健福祉施策を行うにあたり、住民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に運営できるよう、学識経験者、被保険者、介護サービス事業者の代表による介護保険運営委員会を設置し、高齢者のニーズの変化、個々の事業の推進状況や事業効果などについて、点検評価する体制を整備します。

委員会では、数値目標の達成状況に対して評価・分析を行い、その結果必要があると認めるときは、効果的・効率的な事業展開を図るため、市に対し、事業・施策の見直し等を提言します。